

# 第1回 新市建設計画小委員会会議次第

開催日時：平成15年6月10日（火）14：00～

開催場所：石狩市役所5F 第1委員会室

## 1 開 会

## 2 委員の紹介

## 3 委員長及び副委員長の互選

## 4 協議事項

- (1) 「新市将来構想」及び「新市建設計画」の策定の進め方について
- (2) 小委員会の運営及びスケジュールについて

## 5 その他

- (1) 第2回会議の開催日時等について

## 6 閉 会

新市建設計画小委員会  
第 1 回 委 員 会 議 案

平成15年6月10日(火) 14:00~

石狩市役所5階 石狩市議会第1委員会室

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

## 新市建設計画小委員会名簿

選出区分	職名等		氏名
議会選出委員	石狩市議会議員		加納 洋明
			長原 徳治
			池端 英昭
	厚田村議会議員		河合 雅雄
	浜益村議会議員		岸本 正吉
学識経験者	石狩市	石狩市文化協会事務局員	山根 利子
		一般公募	浅井 秀樹
		一般公募	小池 弓夫
		一般公募	藤原 市子
	厚田村	厚田漁業協同組合代表理事組合長	相原 一男
		厚田村商工会会長	沢田 富男
	浜益村	浜益漁業協同組合代表理事組合長	中村 東伍
		浜益村商工会会長	大山 弘行
共通委員	北海学園大学法学部政治学科教授		佐藤 克廣
	北海道石狩支庁地域政策部長		田中 宣律

(敬称略)

# 「新市将来構想」及び 「新市建設計画」の策定について

1 新市将来構想及び新市建設計画の策定について（策定イメージ図～別紙1参照）

(1) 新市将来構想

合併協議会では、仮に石狩市、厚田村、浜益村の3つの自治体が合併した場合の、新しいまちの姿、まちづくりについて、協議会の意見、各市村長及び行政の意見、さらには3市村住民の声を積極的に取り込みながら、「新市将来構想」という形で明らかにし、これを住民へ知らせ意向を把握するなどして、合併の方向性を探ることとしています。

この「新市将来構想」は、合併を検討するための基礎的な判断材料として位置付けられるものであると考えられます。

新市将来構想は、合併特例法など法律で策定を義務づけられているものではありませんが、合併の方向性を検討するという役目を果たすため、各種の統計データや指標に基づいた基礎的要件、現状や課題の把握を行うとともに、新市のまちづくりを施策分野ごとに体系的にまとめ、関連する主要プロジェクトや公共施設配置を検討するなどして、新しいまちづくりの指針を示すものとしします。

新市将来構想は、一例として、およそ次のような内容が考えられます。

新市将来構想の構成（例）

序章	新市将来構想策定の背景と目的	}	基礎的要件、現状や課題の把握
第1章	3市村の特性と課題		
第2章	合併の意義、必要性		
第3章	3市村合併の効果、懸念事項への対応		
第4章	新市のまちづくりの主要課題	}	新しいまちづくりの指針
第5章	新市のまちづくりの将来像		
第6章	新市の施策の方向性、主要プロジェクト		
第7章	今後の合併協議の進め方		

「第6章 新市の施策の方向性、主要プロジェクト」(例)

(将来像、方向性)	}	・主要プロジェクト 「整備プロジェクト」
「都市と山村を結ぶ産業の振興」		
一次産業      農業振興		
漁業振興		
・・・		
流通体制の整備		
消費拡大施策の推進		
・・・		・・・

## (2) 新市建設計画

### 新市将来構想との関係

「新市将来構想」は、合併したらどのような市になるのか、「新しいまちづくりの指針」を示すものですが、新市建設計画の策定では、この「新しいまちづくりの指針」の実現化に向けた、さらに具体的な検討・協議を行います。

新市まちづくりプロジェクト基本構想や公共施設配置基本構想に基づき、より具体的な実施ベースに置き換え（主要事業化）実施のための財源をどのように割り当て（財源計画）いつから実施するのかを定める（年次計画化）こととします。

新市建設計画は、合併協議項目の一つに位置付けられ、合併の是非をより具体的に判断するための重要な材料となるばかりか、仮に合併した場合には、新市における総合開発計画の基本計画として機能する、重要なものと考えられます。

### 新市建設計画の役割と目的

- ・ 合併特例法では、「新市建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」と規定されています。

また、作成する事項については、次のとおりとされています。

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ア 新市建設の基本方針                       |
| イ 新市又は道が実施する、新市建設の根幹となるべき事業に関する事項 |
| ウ 公共的施設の総合整備に関する事項                |
| エ 新市の財政計画                         |

（合併特例法第5条第1項を要約）

- ・ 新市建設計画は、合併協議会が作成するものであり、合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるためには、この計画の作成が前提となっています。
- ・ 新市建設計画は、合併市町村の建設を効果的に推進することを目的としており、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきこととされています。
- ・ 新市まちづくりの推進といえども、安易な事業量の増加は、たちまち新市の財政運営にマイナス効果を及ぼすので、バランスのとれた慎重な判断が必要となります。

(3) 総合計画との整合性、具体的な施策の構築

新市将来構想及び新市建設計画は、3市村の現行の総合計画の理念や施策概要に基づくとともに、施策の整合を図ることとしますが、石狩市、浜益村においては、協議期間中の平成16年度が現行の総合計画の最終年次であることから、この新市将来構想及び新市建設計画の策定作業のため、新たな施策の検討、掘り起こしがポイントとなります。

合併した場合、新規に実施することが必要と想定される施策や、これまでの施策を継続して実施しなければならないもの、あるいは、既存の施策を活用・拡充して実施する施策等々、企画・提案（発想）、整理・検討、選択等の作業を重ね、新市の一体的なまちづくりに資する施策（主要事業）を構築していくこととします。

## 2 策定に関する機関の設置と任務分担について

### (1) 小委員会

- ・ 新市将来構想及び新市建設計画の策定に関する事項については、協議会から小委員会への付託案件とし、小委員会において新市将来構想及び新市建設計画への意見、提言を行うとともに、素案の集中的な調査・審議等を行い、協議会へ「新市将来構想（案）」及び「新市建設計画（案）」を提案します。
- ・ 小委員会における調査・審議等に際しては、まちづくり専門部会又は事務局から検討資料の提供、説明等を行うこととします。
- ・ 小委員会の委員長は、調査・審議等の経過及び結果について、随時、協議会の会議へ報告することとなります。

### (2) 幹事会及びまちづくり専門部会

- ・ 新市将来構想及び新市建設計画の策定に関して、専門部会規程により設置されている「まちづくり専門部会」が中心となってたたき台（素案）の検討を進め、幹事会において必要な調整、協議を行ったうえで、小委員会に「新市将来構想（素案）」及び「新市建設計画（素案）」を提案します。

#### 各市村の「まちづくり専門部会」担当課等

団体名	担 当 課 等
石狩市	企画調整課 企画財政課 事業評価・市民参加担当 地域振興対策担当 プロジェクト推進担当
厚田村	総務課 まちづくり推進課
浜益村	総務企画課 まちづくり担当

- ・ 検討や協議内容等によって、必要に応じて他の専門部会員の参加を求めることができるとともに、専門的見地からの意見やアイデアを策定作業に活用していくため、コンサルタント（ぎょうせい総合研究所）が必要に応じて参加することとします。



### 3 具体的な作業進行について（作業進行フロー図～別紙2参照）

#### (1) 新市将来構想の策定

##### 行政基礎資料の収集と整理・分析

- ・ 石狩市、厚田村及び浜益村並びに北海道・札幌広域圏等の既存の地域資料（総合計画書、統計書など）を収集し、コンサルタントにより整理・分析し、「基本的事項に関する調査資料」を作成します。

##### 5つの要素の取りまとめ

5 つ の 要 素	担 当
・ 小委員会委員からの意見、提言	事務局及び コンサルタント
・ 3市村住民の声（ワークショップ方式による住民懇話会）	
・ 3市村長の意見、分野別施策（既存）の概要、行政の意見	コンサルタント
・ 「主要プロジェクト基礎調査」の実施	まちづくり専門部会
・ 「主要施設整備計画基礎調査」の実施	

- ・ 5項目のそれぞれの内容に基づいて、コンサルタントが専門的な立場から整理し、「新市将来構想（たたき台）」を作成します。
- ・ まちづくり専門部会及び幹事会においては、この「たたき台」や「基本的事項に関する調査資料」などをもとに、「新市将来構想（素案）」を作成します。

小委員会では、「新市将来構想（素案）」を集中的に調査・審議し、「新市将来構想（案）」を作成します。

なお、各市村において、アンケートや懇談会など、合併協議に関する住民参加手法（機会）を個々に実施した場合、その結果や意見について、新市将来構想（案）に反映していくこととします。

##### パブリックコメントの実施

「新市将来構想（案）」について、閲覧、ホームページへの掲示等の方法によって、パブリックコメントを実施します。その結果、採用すべき意見については、「新市将来構想（案）」の追加・修正等の方法により反映します。

なお、パブリックコメント手続等については、石狩市の例に準じて実施することとします。

協議会では、小委員会から提出された「新市将来構想（案）」を協議し、最終的に「新市将来構想」を決定します。

決定した新市将来構想については、閲覧及びホームページへの掲載などによって公開するとともに、「ダイジェスト版」を作成し、3市村の全家庭に配布することと

します。

この「新市将来構想」や「ダイジェスト版」等の内容をもとに、住民説明会、住民意向調査（アンケート）等を実施します。なお、それぞれで得た住民の反応や意見については、建設計画への反映を検討していくこととします。

## (2) 新市建設計画の策定

新市建設計画の策定は、既に完成している「新市将来構想」について、より実践化に向けた検討・協議を図っていくこととします。

なお、「新市将来構想」を踏まえ、コンサルタントにより「新市建設計画」のたたき台を作成します。

「新市将来構想」における、分野ごとの将来像や施策の方向性について、より具体化したものとして、新市における総合開発計画の基本計画的な位置付けとなるよう肉付けを行います。

新市まちづくりプロジェクト基本構想、公共施設配置基本構想については、年次計画化（年度割付け）財源計画（国庫補助金、道補助金、合併特例債の活用等）の検証・検討を行うとともに、その結果について新市財政計画への反映を図っていきます。

「新市建設計画（案）」についても、閲覧、ホームページ等の方法により、パブリックコメントを実施します。その結果、採用すべき意見については、「新市建設計画（案）」への反映を検討します。

新市建設計画の策定には、道（合併支援本部）との協議を必要とします。概ね、「新市建設計画（素案）」がまとまった時点から事前協議を開始し、最終的な計画案がまとまるまで継続します。

協議会では、小委員会から提出される「新市建設計画（案）」を協議し、最終的に「新市建設計画」を決定します。（目途：平成16年5月）

## (3) 新市財政計画の策定

各市村の財政担当課長等による、財政分科会（行財政専門部会）のメンバーが主体となって作業を進めていくこととします。

基礎的な財政シミュレーションをコンサルタントにより実施し、検討案とします。

新市将来構想の段階では、新市まちづくりプロジェクト基本構想や公共施設配置基本構想の検討状況などに基づいて、新市の財政運営に与える影響を推計します。

新市建設計画の段階においては、具体化された施策分野ごとの主要事業、施策の概要などから推計・検証を行い、新市の経常的な財政運営計画と合わせて、新市財政計画として取りまとめていくこととします。

## 4 個別事項

### (1) 基礎調査の実施

- ・ 新市将来構想及び新市建設計画の策定の基礎資料とするため、「新市将来構想・新市建設計画の策定に関する基礎調査（以下「基礎調査」という。）」を実施します。

### (2) 3市村長の意見、行政の意見集約の手法

- ・ コンサルタントによる、3市村長それぞれにトップヒアリングを実施します。また、基礎調査に基づいて、各市村の企画担当課ヒアリングを実施します。
- ・ 基礎調査の結果に基づき、重要施策については、まちづくり専門部会と各専門部会との個別協議を実施することも必要となります。

### (3) 新市まちづくりプロジェクト基本構想の策定（別紙3）

- ・ 「新市まちづくりプロジェクト基本構想の策定について（別紙3）」に基づき、作業を進めていきます。
- ・ 基礎調査により、既存プロジェクト、現段階で想定される新規プロジェクトなどを取りまとめ、まちづくり専門部会による検討・協議、各専門部会との調整を行い、幹事会において策定（決定）します。

### (4) 公共施設配置基本構想の策定（別紙4）

- ・ 「公共施設配置基本構想の策定について（別紙4）」に基づき、作業を進めていきます。
- ・ 基礎調査により、各市村の現有の公共施設の状況や合併協議期間中に建設を予定している主要施設の状況、合併後の新規施設の整備計画などを取りまとめ、まちづくり専門部会による検討・協議、各専門部会との調整を行い、幹事会において策定（決定）します。

### (5) 新市まちづくり懇話会の実施（ワークショップ）

- ・ その中にワークショップ形式の会議方法を盛り込んだ、「新市まちづくり住民懇話会」を開催します。
- ・ それぞれの住民が一堂に会し、互いの地域の認識を深めたうえで、新市の一体的なまちづくりに対する夢や自由な意見、アイデア出していただくこととします。

(6) 道及び関係機関との連絡調整、国・道事業との連携

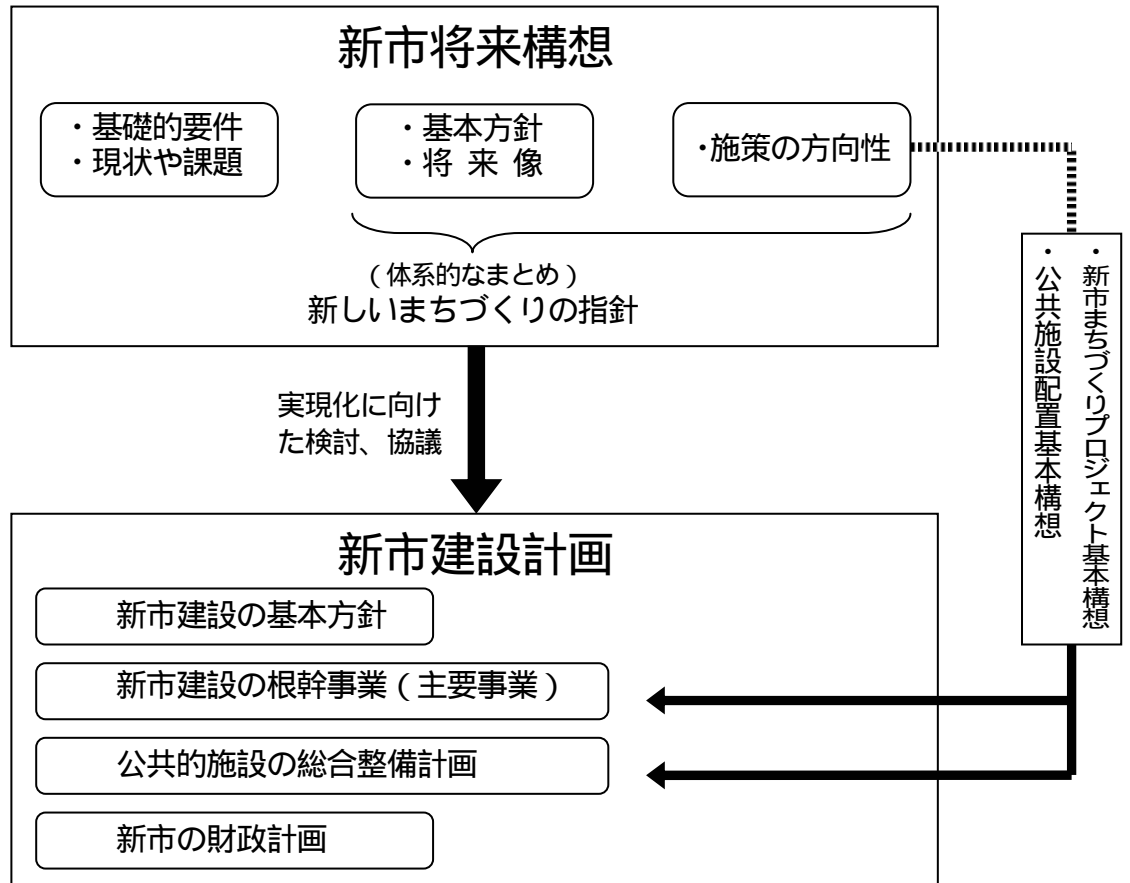
- ・ 合併支援石狩地方本部（石狩支庁）、各種関係機関（札幌広域圏組合など）との、策定作業の全般に関する連絡調整は、早期から始めることとします。
- ・ 新市将来構想における、新市まちづくりプロジェクト構想や公共施設配置構想に基づく主要事業については、道および関係機関の主要施策、各種計画（道の長期計画、広域圏計画等）との整合性を確保、事業内容の調整を図ることが必要となります。
- ・ 新市将来構想及び新市建設計画の新市まちづくりプロジェクト構想、公共施設配置構想と連携した国・道事業の推進を検討し、必要に応じて国・道へ要請していくこととします。

5 その他

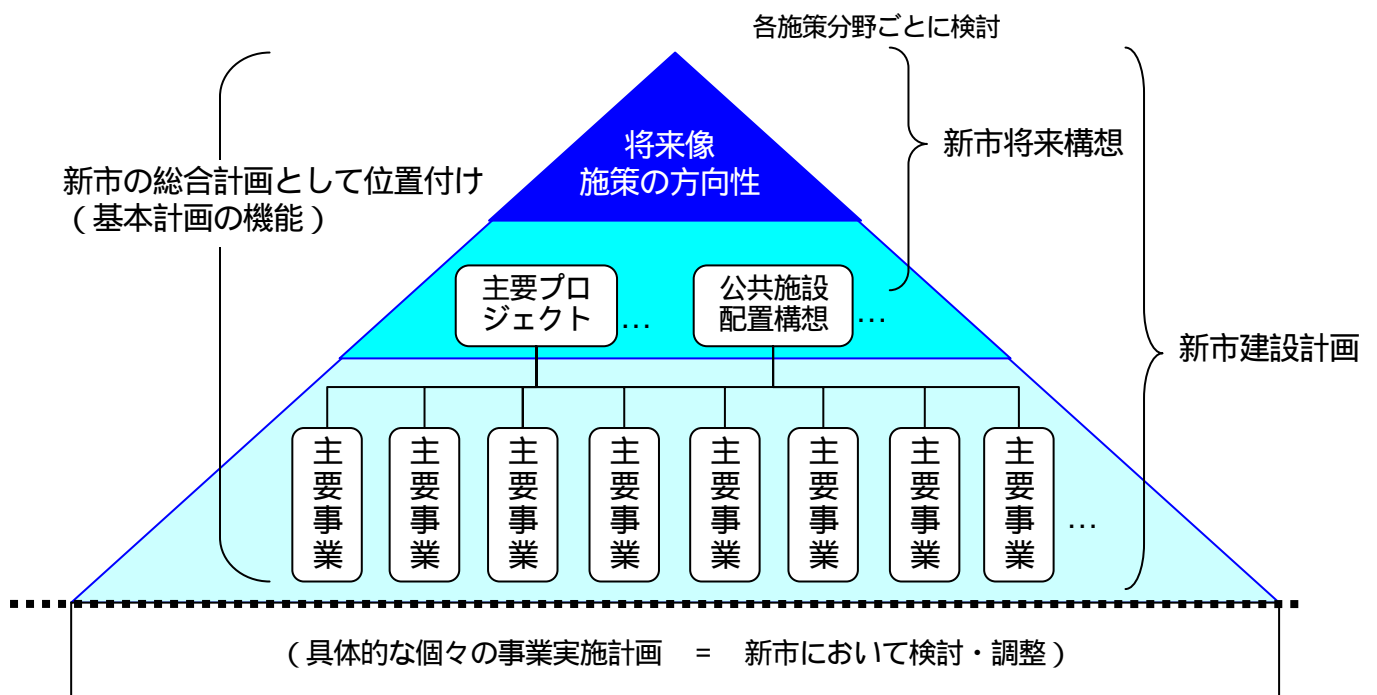
- ・ 「パブリックコメント」、「住民説明会」、「住民意向調査（アンケート）」及び「シンポジウム」等の詳細については、新市将来構想及び新市建設計画の進行状況を見ながら、その都度幹事会、まちづくり専門部会及び事務局により協議、確認しながら実施していくこととします。

【策定イメージ図】

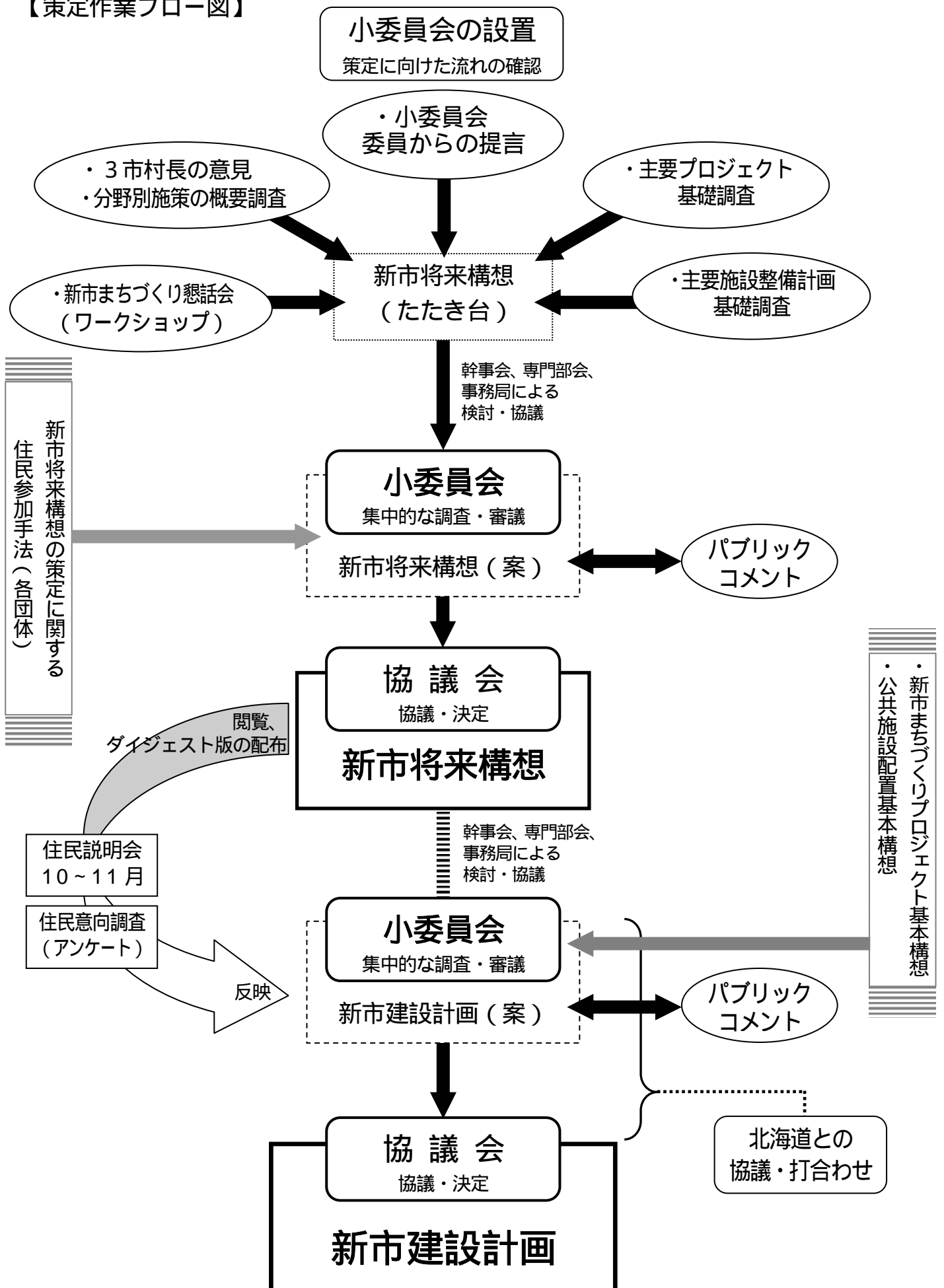
(1) 「新市将来構想」及び「新市建設計画」の基本的なイメージ



(2) 将来像、施策の方向性の体系的なまとめ



【策定作業フロー図】



## 新市まちづくりプロジェクト基本構想の策定について

### 1 目的

3市村における既存の地域振興プロジェクト（既存プロジェクト）や、新市において新たに実施することが必要又は期待される新市の振興発展に関する戦略的なプロジェクト（新規プロジェクト）についての調整・協議を行い、個性豊かな地域社会の創造と融合、合併後の一体的なまちづくり推進のため、「新市まちづくりプロジェクト基本構想」を策定し、新市将来構想及び新市建設計画に反映させることとする。

### 2 策定の概要

#### (1) 地域振興プロジェクトの調査

地域振興プロジェクトについて調査（主要プロジェクト基礎調査）を実施するとともに、一覧表に作成し3市村の状況及び提案を取りまとめる。

##### 既存プロジェクト

3市村における現行の総合開発計画や各種振興計画等（以下「地域計画等」という。）に、地域振興に関する主要プロジェクトとして既に位置付けられている（既に事業着手し、継続実施中のものを含む。）整備構想又は地域計画等への位置付けはされていないが、今後当該地域において特に重要であると考えられる整備構想等

##### 新規プロジェクト

合併後、新市全体の総合的なプロジェクトとなるもの又は個々の地域がその特性を生かした地域の振興発展に関するプロジェクトを進めることによって、新たな地域イメージの創出や新市としての一体感の醸成のため、必要もしくは整備が期待される（望まれる）整備構想等

#### 【地域振興プロジェクトについて】

- a 複合的な公共施設整備を一体的に実施する地域プロジェクト  
（例）・物産館＋駐車場＋WC＋園地整備＋アプローチ道路
- b 特定の政策テーマに関する重点的な投資、ゾーン開発等の地域プロジェクト  
（例）・史跡保存整備事業（用地取得、史跡の復元・調査、記念公園の整備）  
・「      の郷」整備基本計画
- c 地域計画等において、主要プロジェクトとして位置付けている整備構想
- d 地域計画等への位置付けはされていないが、地域において特に重要であると考えられる整備構想等
- e 新市において、必要もしくは整備が期待される（望まれる）整備構想等
- f その他整備エリアを設定して、集中的・重点的な事業付けをして整備を進めることとする計画

#### (2) 新市まちづくりプロジェクト基本構想の検討及び策定

既存プロジェクト ～ 新市へプロジェクトを移行した場合の政策効果等の検証、事業実施内容、規模の見直し等による再構成

新規プロジェクト ～ 実現性の確認、実施効果・必要性の検討、新市まちづくりプロジェクト基本構想における他事業とのバランス及び新市の将来的な財政状況を考慮した検討・調整



## 公共施設配置基本構想の策定について

### 1 目的

現在各団体が保有している各種施設（既存施設） 合併協議期間中（平成15年～16年度）に建設着手予定の施設（新規施設）及び合併後に整備が望まれる施設（新規施設）について調査・検討を行い、住民生活の利便性の向上や一体的なまちづくりの推進を目指し、合併後の公共施設配置基本構想を策定することとし、新市将来構想及び新市建設計画に反映させることとする。

### 2 策定の概要

#### (1) 既存施設、新規要望施設の調査

次の施設（箱物に限る。）について調査（主要施設整備計画基礎調査）を行い一覧表を作成し、3市村の状況を取りまとめる。

既存施設（合併協議前からの継続事業を含む。）

新規施設

- ア 合併協議期間中（平成15～16年度）に建設に着手予定の施設（実施設計を含む。以下「協議中建設」という。）
- イ 合併後に各地域において整備が望まれる施設（以下「合併後建設」という。）

#### (2) 公共施設配置基本構想の検討・策定

既存施設～合併後の活用方法の検討（改修を含む。）

新規施設

- ア 協議中建設 ～合併後の活用方法の検討・調整（設計仕様書の変更又は設計変更を含む。）
- イ 合併後建設 ～各地域の振興、必要性、バランス及び新市の将来の財政状況を考慮し検討・調整

## 新市建設計画の策定方針

市町村の合併の特例に関する法律に基づき合併協議会において作成する新市建設計画については、次の策定方針で取り組むものとする。

### 1 計画の趣旨

新市建設計画は、個性豊かな地域社会の創造と融合を目指し、新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定するものであり、合併を判断するうえでの重要な材料となるものであること。

### 2 計画の構成

新市建設計画は、「新市建設の基本方針」、「基本方針を実現するための主要事業」、「公共的施設の適正配置と整備」及び「財政計画」を中心として構成する。

### 3 計画の期間

新市建設計画の期間は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度とする。

### 4 新市将来構想の作成

新市建設計画の策定に当たっては、先に「新市将来構想」を作成し、将来を見据えた長期的視野に立つ計画を策定するものとする。

### 5 住民意見の反映

新市将来構想及び新市建設計画の策定に当たっては、住民参加の手法を積極的に取り入れ3市村の住民の声を広く聴き、計画に反映していくよう努めるものとする。

### 6 健全な財政運営

新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や道の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとする。

## 小委員会の運営及びスケジュールについて

### 1 小委員会の運営

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程（別紙。以下「規程」という。）に基づき、次のとおり、この小委員会を運営します。

- (1) 委員長は小委員会の会議の議長となります。また、委員長に事故あるときは副委員長が職務を代理します。（規程第 5 条）
- (2) 小委員会の会議（規程第 6 条、第 7 条）

会議は委員長が招集します。なお、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができません。

委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができます。

会議は公開とします。

その他、会議の運営に当たっては、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程第 6 条から第 13 条までの規定が準用されます。

（参考）協議会会議運営規程（抄）

（傍聴）

第 6 条 会議は、傍聴することができる。

2 議長は、会場の都合により、傍聴人の数を制限することができる。

3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入し、傍聴証の交付を受けなければならない。

（傍聴人の制限）

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

(3) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのあるものを携帯している者

(4) 前 3 号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して賛否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 会議場において、資料、新聞紙、文書等を議長の許可を得ずに配布しないこと。

(5) 前 4 号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画類の撮影及び録音等の制限）

第 9 条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

（係員の指示）

第 10 条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第 11 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（会議録）

第 12 条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事

(4) 前3号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項  
 2 議長は、作成した会議録に署名し、これを保管するものとする。  
 (会議録等の公開)  
 第13条 会議録及び会議に提出された文書は、公開とする。  
 2 前項の公開は、別表に定める方法により行うものとする。

(3) 小委員会の調査、審議等の経過や結果については、委員長が協議会の会議に報告します。( 規程第9条 )

(4) 小委員会の庶務は事務局が行います。( 規程第10条 )

(5) 会議の開催場所について

- ・ 協議会と同様、原則として3市村の持ち回り開催を予定しています。

## 2 当面のスケジュール

### (1) 新市将来構想

回数	日程(時期)	主な内容、予定議題	備考
第1回	6月10日	・ 委員長及び副委員長の互選 ・ 小委員会の役割、運営等についての確認	
第2回	6月下旬	・ 新しいまちづくりへの提言 ・ 新市将来構想策定に関する意見	
第3回	8月	・ 新市将来構想(素案)の説明	
第4回以降	(未定)	・ 新市将来構想(素案)の検討、協議	住民意見の検討を含む。
	(未定)	・ 新市将来構想(案)の決定、協議会への報告	

### (2) 新市建設計画

回数	日程(時期)	主な内容、予定議題	備考
平成16年5月を目途に作成		・ 新市建設計画(案)についての検討、協議 ・ 協議会への報告	

# 新市将来構想策定に関する意見、新しいまちづくりへの提言シート

委員氏名

意見、提言内容	
新市将来構想策定に関する意見	新市将来構想の策定全般に関する意見
新しいまちづくりへの提言	新しいまちづくりの重点として期待すること
	その他

新市将来構想のたたき台(素案)の作成のため、次回小委員会では、「新市将来構想策定に関するご意見」や「新しいまちづくりへのご提言」について、率直な意見交換を予定しておりますので、貴委員のご意見・ご提言につきまして、本シートによりおまとめいただき、当日ご持参いただきますよう、よろしくお願いいたします。(委員会終了後、回収させていただきます。) なお、スペースの都合等、別紙により作成していただいても結構です。